

光化学スモッグに注意

光化学スモッグとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線中の紫外線を受けることにより二次的に新たな汚染物質を多量に発生させ霧状になる現象です。発生すると「目がチカチカする、のどが痛む、胸が苦しくなる」等の症状が出てくる場合があります。

6月～7月は、大気の状態により光化学スモッグが発生しやすくなります。

県では、基準値を超えると注意報を発令し、それを受けて、町が行政チャネルまたは音声告知放送でお知らせします。

※お問い合わせ先

町住民生活課（担当：片山）

☎ 32-6703

年金 ニュース

インターネットで簡単に年金個人情報が調べられます

「自分の年金加入記録がいつでもインターネットを通じて、ご覧になれるようになりました。」

○事前準備

社会保険庁ホームページにアクセスし、ID・パスワードの発行申し込みをする。（受付後、2週間程度でID・パスワードが郵送されます）

○対象者

基礎年金番号をお持ちいただいている全被保険者の方（ただし、年金の請求手続きをされた方は対象になりません）

○提供情報の主な内容

- ・ 本人情報（氏名、基礎年金番号、生年月日、性別など）
- ・ 加入制度
- ・ 事業所名称、船舶所有者名称
- ・ 資格取得、喪失年月日、加入月数
- ・ 国民年金の納付済月数、免除月数、学生納付特例月数
- ・ 厚生年金保険、船員保険の加入月数・期間
- ・ 共済組合等加入月数
- ・ その他（標準報酬月額、賞与額など）

○利用方法

社会保険庁ホームページにアクセスしていただき、社会保険庁から郵送されてきた「ID・パスワード」及び発行申込時にお客様が設定したパスワードによりログインし、いつでも閲覧することが可能になります。

（お客様の加入記録等の情報の更新は、1か月に1回となりますので、ご了承ください。）

【社会保険庁ホームページ】

<http://www.ssa.go.jp/>

※お問い合わせ先

県社会保険事務局敦賀事務所

☎ 23-3666

町住民生活課（担当：津原）

☎ 32-6703

低公害車購入の補助

町では、地球環境にやさしい低公害車の購入に対して次のとおり補助を実施します。

●対象となる方

平成18年4月1日以降に低公害車を新車購入した個人・事業者で、車検証の登録日前1年以上の間の町内に住所を有する個人、または車検証の登録日前1年以上引き続き町内で事業を営んでいる事業者で、町税等に滞納のない方・事業者

●対象となる車種

- ・ 電気自動車
- ・ ハイブリット自動車
- ・ 天然ガス自動車

●補助金の額

「福井県低公害車導入促進事業補助金交付要領」に定める「補助対象限度額を算定するための基準額」欄に掲げる金額の1/4（限度額12万円）以内の額

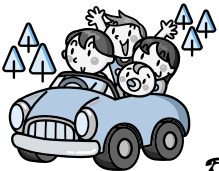
●補助台数

1個人または1事業者について1年度当たり1台を限度とし、予算の範囲内で補助します。

※お問い合わせ・申し込み先

町住民生活課（担当：片山）

☎ 32-6703



レイクヒルズ美方病院便り

レイクの丘

「内臓脂肪」とは？

肥満は、糖尿病・高血圧・高脂血症・動脈硬化など生活習慣病の発症につながります。肥満には、皮膚の下に脂肪の貯まる「皮下脂肪型肥満」と、腹腔内に脂肪が貯まる「内臓脂肪型肥満」があり、特に内臓脂肪型肥満が生活習慣病と密接な関係にあります。

肥満を判定する方法としては、体重(kg)を身長(m)の2乗で割って算出する「BMI」(25以上が肥満)や、体脂肪計で測定する「体脂肪率」(目安として男性20%以上、女性25%以上が肥満)などが知られています。

しかし、これらは皮下脂肪型か内臓脂肪型かを判別する指標にはなりません。判別するために、CT装置でおへそのあたりの断面像を撮影して、内臓脂肪の面積を測定する方法を用います。男性100cm以上、女性90cm以上の場合、「内臓脂肪型肥満」となります。太っていないのに体脂肪率が高い、いわゆる「隠れ肥満」は、このCT検査で明らかにできます。内臓脂肪型肥満の方は、早急に内科医師の診察を受け、生活習慣病のチェックが必要となります。

レイクヒルズ美方病院では、内臓脂肪を測定するCT検査を実施しております。ご希望の方は病院までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

レイクヒルズ美方病院

☎ 45-1131

第13回 美浜町文化協会展

日頃の活動を知ってもらいたいとの思いからはじまった「美浜町文化協会展」も、皆さんのおかげで13年目を迎えました。会員の活動の成果をぜひご覧ください。

日時：6月26日(月)～9月29日(金)
午前8時30分～午後5時

会場：町役場 1階 町民プラザ

※土日及び祝日の場合は、庁舎東側の通用口をご利用の上、日直までお申し出ください。

内 容	会 期	グループ名
絵のある川柳作品展	6月26日～7月7日	美浜川柳「虹」の会
水墨画展	7月10日～7月21日	でんでん虫クラブ
初夏吟行展	7月24日～8月4日	美浜町俳句協会
絵画造形展	8月7日～8月18日	絵画サークルかわせみ
押し花を生かした立体表現	8月21日～9月1日	美浜町押し花サークル
陶芸作品展	9月4日～9月15日	陶芸サークル花
写 真 展	9月18日～9月29日	五人の会

※お問い合わせ先 町教育委員会事務局(担当・関口) ☎32-6709



交流推進室だより

町では、今年度からスタートした「第四次美浜町総合振興計画」に掲げられている「交流人口の拡大」を推進するため、4月、商工観光課内に交流推進室を設置しました。交流推進室では、自然・観光・伝統・文化・食などを継承し糧としてきた人々を地域資源とし、多彩な交流の場づくりを目指します。

はあとふる体験受入れスタート

はあとふる体験とは、会員の皆さんと町が一致団結し、町の豊かな自然、自分たちが培ってきた技や文化を都会から訪れたお客様に理解していただき、「小さな町で大きな感動」を感じてもらい、再び訪れて交流を深めていく体験型観光です。

いよいよ5月から本格的に「はあとふる体験」のお客様の受け入れが始まり、現在、昨年の8倍の1,900人のお客様に予約をいただいています。

予想を上回る予約数ですが、心のこもった受け入れを行うことで、お客様と本物の体験を共有し、心温まる交流と感動を提供しお互いに成長できる事業を目指しています。

この指とまれ！会員募集！

若狭美浜はあとふる体験推進協議会では、「大好き美浜」の実現に向けて、意のある仲間が集い、知恵を出し合い地域資源である「人と自然」を基本テーマにした地域の活性化を目指し活動しています。そこで、美浜を訪れる人々に対し、「自分にも何かできそうだな！」また、美浜を再度訪れたいと感じてもらうために宿泊施設、食事・お土産施設などで関わってもらえることができる方、一緒に新たな可能性にかけてみてはどうでしょうか？

興味はあるけれど「初めて会った人としやべれんわ」とか「何を話していいか」など迷っている方がいらつしやいましたら、ご心配には及びません。お客様を受け入れていただくための講習会等を計画しています。「自分にも何かできそうだな！」と思われた方はぜひ一度ご連絡下さい。お待ちしております。

※お問い合わせ先

町商工観光課 交流推進室

若狭美浜はあとふる体験

推進協議会事務局

☎32-6705

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要になります

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに設置

平成16年に消防法が改正され、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

新築住宅は、平成18年6月1日以降に着工する住宅が設置対象となり、既存住宅は平成23年6月1日までに設置しなければなりません。



今回の設置義務化により、悪質な業者による訪問販売等に注意が必要です。消防署などの公的機関の関係者を装って訪問し、売りつける場合などが想定されますが、公的機関の関係者が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売することはありません。また、「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には注意してください。



天井取り付け式警報器

※お問い合わせ先 美浜消防署 ☎32-1420 ホームページ <http://fire119.ton21.ne.jp/>

美浜町住民活動災害補償制度

●住民活動災害補償制度とは…

区や子ども会、老人クラブなどの各種の住民団体が行う住民活動中に、偶然起こった事故により参加者がケガをしたり、死亡した場合や、ボランティアで活動している指導者が法律上の賠償責任を被った損害を補償する制度です。

●対象となる住民団体は…

活動拠点を町内に置き、かつ5人以上の町民で組織されている団体です。また、当該団体において全体の7割以上を町民が占める場合には町外の方も対象となります。

●対象となる住民活動は…

住民団体が無報酬で行う社会福祉活動や文化・スポーツ等のボランティア活動です。

●補償金の請求の手続きは…

事故等が発生した場合、事故の報告、補償金請求書類の提出などの手続きを、住民団体の責任者が行ってください。

住民活動災害補償制度を適用する場合は、事前に団体登録が必要となります。

町が加入し、町民みなさんが利用できる制度です！

【傷害補償】

管理者側の賠償責任の有無に関わらず、住民活動参加者が活動中に発生した事故により死亡やケガをした場合に補償されます。

- ・死亡補償金 300万円
- ・後遺障害補償金 9～300万円
- ・入院補償金 日額3,000円（180日を限度とする）
- ・通院補償金 日額2,000円（90日を限度とする）
（入院・通院併せて180日を限度とする）

【賠償責任補償】

住民団体等の指導者が、活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合などが対象です。

補償される金額〈てん補限度額〉	〈免責額〉
【身体】1人 6,000万円	5,000円
1事故 2億円	5,000円
【財物】1事故 100万円	5,000円

※お問い合わせ先 町住民生活課（担当・津原）

☎32-6703

募 集

美浜町写真コンテスト

町では美浜の新しい魅力、忘れていた魅力を再発見し、町内外へ美浜の魅力を発信し、PRすることを目的に第14回美浜町写真コンテストを開催します。

●テーマ

美浜町の風景／みはまの四季／
（テーマに沿った町内の風景であれはどんなものでも可）

●応募資格

どなたでも応募できます。

●サイズ等

4ツ切（4A）以上
（カラープリントに限る）

●審査方法

町が委嘱した審査員による審査

●賞

- ・最優秀賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・入選 3点
- ・特別賞 数点
- ・参加賞 美浜町の特産品（1人1点、同一世帯内1人に限ります）
- ・賞状及び副賞 5万円
- ・賞状及び副賞 3万円
- ・賞状及び副賞 1万円

●応募規定

- ・1人3点まで応募できます。
- ・入賞は、原則として1人1賞とします。
- ・作品は未発表のもので、締切日より過去1年以内に撮影したものに限りません。

（組写真・データ加工不可）

- ・作品の裏面に、応募票（タイトル・撮影日・撮影場所・氏名・年齢・性別・住所・電話番号を記入）を添付し、提出してください。

- ・入賞作品の使用権は、美浜町に帰属します。

- ・入賞作品については、ネガ・ポジ・データのいずれかで提出していただきます。

- ・入賞作品および応募作品は返却いたしません。

●応募締切

平成19年1月31日（水）必着

※お問い合わせ・申し込み先

町企画課（担当・田辺）

☎32-6701



【平成 18 年度国内研修一覧】

No	テーマ	時 期	日数	負担金(円)	場 所
1	コミュニケーション能力開発講座	H18. 6	2	13,000	東京都
2	ファシリテーター養成講座	H18. 10	2	13,000	東京都
3	企画立案能力開発実践講座	H18. 9	2	13,000	東京都
4	循環型社会の形成	H18. 8	2	10,000	東京都
5	少子高齢化社会における地域経営策を学ぶ	H18. 6	2	10,000	東京都
6	住民と行政が一体となった福祉のあり方を考える	H18. 10	2	10,000	東京都
7	NPOとの協働、コミュニティ・ビジネスの活用	H18. 8	2	10,000	東京都
8	ワークショップを活用したまちづくりの進め方	H18.11	2	10,000	東京都
9	人に優しいまちづくり(防犯コミュニティの創生)	H19. 1	2	10,000	東京都
10	農山漁村の女性パワーによる起業を考える	H18. 8	2	10,000	東京都
11	ツーリズムによる地域活性化事例を学ぶ	H18. 7	2	10,000	東京都
12	ツーリズム実践講座 (先進地に学ぶ)	H18.10	3	15,000	先進地(未定)
13	農業の活性化方策を考える	H18.12	2	10,000	東京都
14	水産業の活性化方策を考える	H19. 1	2	15,000	先進地(未定)
15	地域産業活性化のノウハウを学ぶ	H18. 6	2	10,000	東京都
16	中心市街地活性化対策を考える	H18. 9	2	10,000	東京都
17	地域資源を活かした観光振興の進め方	H19. 2	3	15,000	先進地(未定)
18	地域特性を活かした特産品の開発・改良を考える (東京)	H18.11	2	15,000	東京都
19	地域特性を活かした特産品の開発・改良を考える (地方)	H19. 1	2	15,000	先進地(未定)

国内研修参加者

町では、町内の人材育成の一環として国内研修事業を行っており、次の研修の参加者に対して助成を行います。

●募集人員 5人(合計人数)

●参加資格

・町内在住の方

・申込時において、町税等に滞納がない方

・過去3年間に町が実施した国内研修事業に参加していない方

以上の要件を全て満たす方

●助成内容

左記の負担金額の1/2および旅費の3/4を助成します。

●申込方法

希望するテーマ・研修のナンバー・住所・氏名・電話番号を町企画課へご連絡ください。

●申込締切

6月15日(木)

●注意点

人数に制限があり、希望されても参加できない場合があります。

※お問い合わせ・申し込み先

町企画課(担当・田辺)

☎32-6701

海外研修参加者

町では、国際感覚豊かな人材を育成することを目的に、海外研修事業の参加者に対して助成を行います。

本年度は、「海外における都市と農村との交流事例を学ぶ」をテーマとした研修の参加者を募集します。

●時期 10月(8日間)

9月に事前研修(2日間)、1月に事後研修(1日間)が東京で行われます。

●研修地 ヨーロッパ

●募集人員 1人

●参加資格

・町内在住で20歳以上50歳以下の方(平成18年9月30日時点)

・申込時において、町税等に滞納がない方

・過去に町が実施した海外研修事業に参加したことがない方

・事前・事後研修に参加できる方

・まちづくりに積極的な方

以上の要件を全て満たす方

●参加負担金

10万円(旅券申請費用は除く)事前・事後研修に別途参加費が必要となります。

●応募方法

所定の申込書と参加理由、研修目的、研修成果の活かし方などを400字詰原稿用紙2枚に記入して町企画課に提出してください。

●選考方法

提出資料をもとに面接を行い、選考します。面接の結果によっては該当者がいない場合もあります。

●申込締切

6月15日(木)

※お問い合わせ・申し込み先

町企画課(担当・田辺)

☎32-6701

税務職員



金沢国税局では平成19年4月採用の税務職員を募集しています。

●受験資格

昭和61年4月2日

平成元年4月1日生まれの方

●試験の程度 高等学校卒業程度

●受付期間

6月20日(火)～6月27日(火)

●試験日 1次試験 9月3日(日)

●試験科目 教養・適正・作文試験

※お問い合わせ・申し込み先

敦賀税務署 総務課

☎22-9265